

●消費生活の安全安心ネットワークの整備 [幹事県 福岡県]

[目的]

近年の規制緩和、情報・交通手段の発達により、事業者の活動が広域化し、県境を超えた悪質な取引行為が増加していることから、各県が連携して事業者処分等を行い、悪質な訪問販売やマルチ商法等を行う事業者を広域的に排除するとともに、処分情報を連携して公表し、消費者被害拡大の未然防止と消費者の自立支援を図る。

[取組内容]

悪質な訪問販売やマルチ商法等を行う事業者に関する情報を九州各県が共有し、法令に基づく指導や処分を効率的に行う体制を整備

[主な取組状況(知事会議での報告状況等)]

- 平成19年5月 第129回九州地方知事会議
 - ・熊本県が「あり方研」へ提案、政策連合による取組開始を決定(幹事県：福岡県)
- 平成19年9月13日 「消費生活の安全安心ネットワーク会議(各県消費者行政担当課長で構成)」及び「消費生活の安全安心ネットワーク実務担当者会議」設置
 - ・悪質事業者に係る情報交換の方法(電子メールの活用)、連携した行政処分の手順及び公表の方法(事務処理要領の整備)について検討
- 平成19年10月 第130回九州地方知事会議
 - ・取組状況を報告(実務担当者会議を随時開催して具体的な事案について試行を行いつつ各県間の連携方法を確立、平成20年4月から指導・処分・公表等を連携して実施)
- 平成20年5月 第131回九州地方知事会議(ペーパー報告)
 - ・取組状況を報告
- 平成20年9月4日 佐賀・長崎の2県が連携してSF(催眠)商法業者へ業務停止を命令[3か月]
- 平成20年9月25日 福岡・長崎・熊本・山口の4県が連携して訪問販売業者へ文書指導[熊本]、口頭指導[福岡、長崎、山口]
- 平成20年10月 第132回九州地方知事会議(ペーパー報告)
 - ・取組状況を報告
- 平成20年12月18日 福岡・鹿児島が訪問販売業者に対して合同立入検査を実施
- 平成21年2月27日 福岡・鹿児島が連携して訪問販売業者へ業務停止を命令[3か月・鹿児島]、文書指導[福岡]
- 平成21年6月 第133回九州地方知事会議
 - ・取組の成果を報告(連携組織の設置、連携の実施及び手法の確立、各県連携による行政処分・公表の実施)

※以上の取組により所期の目的を達成

- 平成21年10月 第134回九州地方知事会議(ペーパー報告)
 - ・取組状況を報告
- 平成22年5月 第135回九州地方知事会議(ペーパー報告)
 - ・取組状況を報告
- 平成22年10月7日 福岡・佐賀・長崎・山口の4県が連携して訪問販売業者へ業務停止を命令[3か月]
- 平成22年10月 第136回九州地方知事会議(ペーパー報告)
 - ・取組状況を報告
- 平成23年7月 あり方研幹事会から活性化に向けた意見を通知
 - ・『円滑かつ効果的な行政処分等を実施するため、情報共有のほか各県職員のスキルアップの取組等も検討を』
- 平成24年11月27日 福岡・佐賀・大分の3県が連携して訪問販売業者へ業務停止を命令[3か月]
- 平成25年1月17日 福岡・佐賀の2県が連携して訪問販売業者へ業務停止を命令[6か月]
- 平成26年11月18日 九州経済産業局・消費者庁・福岡・佐賀・長崎・宮崎・鹿児島等の5県及び国の機関が連携して訪問販売業者へ立入検査を実施(処分【業務停止命令3か月】及び公表は九州経済産業局が実施)
- 平成28年3月11日 福岡・佐賀の2県が連携して訪問販売業者へ業務停止を命令[3か月]

[成果]

悪質な訪問販売等を行う事業者に関する情報の共有や各県連携による事業者処分等の体制が確立

(1) 連携組織の設置

- ・「消費生活の安全安心ネットワーク会議」及び「消費生活の安全安心ネットワーク実務担当者会議」設置

(2) 連携の実施及び手法の確立

- ・ 広域及び悪質事業者に係る各県間の情報交換(定時及び随時)
- ・ 行政指導及び処分のための各県間の相互支援(ノウハウの共有)
- ・ 各県連携による行政指導及び処分・公表手順の確立

(3) 各県連携による行政処分・公表の実施(処分事業者情報を全県が同時にホームページで公表)

| 処分日 | 処分内容 |
|-------------|---|
| 平成20年9月4日 | S F (催眠) 商法業者へ業務停止を命令[3か月・佐賀、長崎] |
| 平成20年9月25日 | 訪問販売業者へ文書指導[熊本]、口頭指導[福岡、長崎、山口] |
| 平成21年2月27日 | 訪問販売業者へ業務停止を命令[3か月・鹿児島]、文書指導[福岡] |
| 平成22年10月7日 | 訪問販売業者へ業務停止を命令[3か月・福岡、佐賀、長崎、山口] |
| 平成24年11月27日 | 訪問販売業者へ業務停止を命令[3か月・福岡、佐賀、大分] |
| 平成25年1月17日 | 訪問販売業者へ業務停止を命令[6か月・福岡、佐賀] |
| 平成27年3月24日 | 訪問販売業者への業務停止命令を公表[3か月・九経局、消費者庁、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島] |
| 平成28年3月11日 | 訪問販売業者へ業務停止を命令 [3か月・福岡、佐賀] |

[課題]

九州圏内複数の県にわたって被害を及ぼしている悪質事業者の増加に対し、行政処分等の効果を最大限挙げるため、各県が同時に処分を行い、当該事業者の活動を抑え込むことが肝要である。そのため、各県の調査が並行して進捗することが望ましいが、現状では各々執行体制や調査経験等の違いから困難な状況にあるため、各県間の情報交換をより緊密に行うとともに国と連携し、円滑な調査の実施を推進することが必要

[今後の取組]

消費者の自立を支援するため、引き続き、各県連携による事業者処分等を実施